

尾張藩「御山守」の職域形成と記録類

太田尚宏

【要旨】

本研究は、享保期（1716-36）以降の尾張藩において森林管理の実務を担当した「御山守」の内木彦七武久の動向を事例に、同藩で新設された「御山守」の職域が確定・拡大していく中で、どのような記録類が作成・蓄積され、これらがいかに活用されたかを明らかにし、職務の遂行と内木家の格式保持に果たした記録類の役割を考察したものである。

研究対象である美濃国恵那郡加子母村および内木家の概要、文書群の伝来状況について述べた後、御山守の職務・権限と収受・作成文書との関係を、①支配役所である木曾材木方との往復書類、②盗伐の摘発と吟味書類、③「御山見廻帳面」類の作成・送付、④家作をめぐる作成文書、⑤村方の諸願への対応、という5つの側面から検討し、その結果、④内木家にとって“記録して保存すること”は、御山守としての自家の存立と密接に関わる問題であったこと、⑤御山守は、上部機関である木曾材木方への積極的な献策を通じて職域を次第に拡大していき、地位の保全を目指したこと、⑥献策した内容は、いずれも村方が文書を提出して御山守が吟味する形式で、文書の収受や送達行為が職務の中で重要な意味をもったこと、などの点を明らかにした。そして、内木家に残る文書群は、御山守の職域形成・拡大の過程を反映した構造と管理秩序を顕著に残した事例であると評価した。

【目次】

はじめに

1. 加子母村と内木家

(1) 加子母村・三浦山の概要

(2) 内木家の系譜

(3) 内木家文書の概要

2. 三浦山の「御境伐明ケ」と御山守の成立

(1) 国境決定と「御境伐明ケ」

(2) 格式の決定と内木家の立場

3. 御山守の職務と収受・作成書類

(1) 木曾材木方との往復書類

(2) 盗伐の摘発と吟味書類

(3) 「御山見廻帳面」類の作成・送付

(4) 家作願書と家作連判一札

(5) 村方からの諸願と対応

おわりに

はじめに

本稿では、尾張藩において森林管理・取締りの実務を担った「三浦・三ヶ村御山守」の内木彦七武久の動向を事例に、同藩の享保林政改革によって新たに設置された役職において、職域が確定・拡大していく中でいかなる記録類が作成・蓄積され、これらがどのように活用されたかという点を明らかにし、職務遂行と家の格式保持に果たした記録類の役割を考察する。

徳川家康の九男義直を藩祖とする尾張藩の成立にともない、元和元年(1615)に信濃国の木曾地域一帯が尾張藩領に編入され、同時に木曾山の南西側にあたる美濃国恵那郡の3か村(川上村・付知村・加子母村)も同藩領に組み入れられた。この3か村は、信州側の「本木曾」に対して「濃州三ヶ村」または「裏木曾三ヶ村」と呼ばれた。

本稿で検討対象とする内木哲朗家(以下、内木家と記す)は、尾張藩の林政改革が行われていた享保15年(1730)5月以降、歴代にわたって飛騨・美濃・信濃3国の国境となる信濃国筑摩郡王滝村の三浦山の「御境」管理と濃州三ヶ村の森林管理・取締りを担当する三浦・三ヶ村御山守の職に就いた家である。

本稿ではまず、フィールドとなる濃州恵那郡加子母村と内木家が所蔵する文書群について概観した後、内木家が御山守の役職に就いた後、御山守の継続と内木家の格式保持を意図して職域を拡大させていく過程と、それにともなって収受・作成・蓄積された文書・記録類を検討し、内木家文書の性格と構造の一端を探っていくことにする。

なお、尾張藩の林政および享保林政改革については、すでに所三男・田上一生・山本英二・大崎晃の各氏などの研究がある¹⁾。また、濃州三ヶ村に関しては、杉村啓治氏²⁾により精力的



図1 濃州三ヶ村と三浦山

- 1) 所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、1980年)、岐阜県編(田上一生執筆)『岐阜県林業史 中巻(美濃国編)』(岐阜県山林協会、1985年)、山本英二「木曾林業にみる享保改革の歴史的位置」(徳川林政史研究所『研究紀要』第25号、1991年)、大崎晃「木曾山荘屋の村外本伐請負と柚日用の出持—尾張藩享保林政改革を中心に—」(徳川林政史研究所『研究紀要』第43号、2009年)など。
- 2) 杉村啓治①『加子母村の歴史と伝承・続編 裏木曾三ヶ村の歴史』(加子母村教育委員会、1997年)、同②「裏木曾三ヶ村と尾張藩社会」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』、清文堂出版、2001年)、同③「裏木曾三ヶ村の人参栽培と尾張藩社会」(同編『尾張藩社会の総合研究』第2篇、清文堂出版、2004年)、同④「尾張藩社会と猛禽類(巣山と鷹)」(同編『尾張藩社会の総合研究』第3篇、清文堂出版、2007年)、同⑤「江戸城西丸再建と尾張藩社会」(同編『尾張藩社会の総合研究』第4篇、清文堂出版、2009年)など。

に研究が進められている。これらの研究には御山守に言及したものもあるが、役職の成立過程や具体的な職務に関わる検討は行われておらず、御山守の職務と記録類との関係を論じたものもない。本稿では紙幅の都合もあり、尾張藩の林政・享保林政改革については行論に必要な限りで言及するにとどめ、職務と記録との関わりに論点を絞って考察を行うことにしたい。

1. 加子母村と内木家

（1）加子母村・三浦山の概要

内木家は、往古に飛騨国高原郡今見村に居住して高原郷13か村を治めた今見右衛門の一族とされ、この支流が大永年間（1521～27）に美濃国恵那郡加子母（現在の岐阜県中津川市加子母）へ別家し、同地を開発したといわれる³⁾。なお、加子母村が尾張藩領となって以降、御山守に任ぜられるまで、内木家は歴代にわたり同村の庄屋を務めていた。

美濃国恵那郡加子母村は、美濃国・飛騨国・信濃国の国境が接する三国山の南東部に位置していた。村の北東側には阿寺山地が北西—南東方向に連なり、西側には東美濃高原が立地しており、村域の大半が森林という村落である。村内には、国境付近の小秀山を水源とする飛騨川—木曾川水系の白川（加子母川）が北西—南東方向に流れ、この谷間を沿うように中山道落合宿と高山道下呂宿とを結ぶ間道が通っており、集落はこの道筋に沿って形成されていた。

加子母村は、他の2か村とともに寛永7年（1630）より三ヶ村代官の所管となり、地方支配制度の整備にしたがい御国奉行—郡奉行—三ヶ村代官という支配系統の中に位置づけられたが、享保林政改革により地方と山方の支配が分離され、地方は大代官支配、山方は木曾材木奉行の所管となる。その後、地方支配は天明2年（1782）より濃州太田に陣屋を構える太田代官所の支配へと編入されている⁴⁾。

万延元年（1860）10月の「御国御領見ニ付手扣」⁵⁾によれば、加子母村は、家数507軒、人数2784人（男1450人・女1334人）、馬数は234疋である。このうち山仕事に関わる「持人数」が400人ほどとなっており、内訳は「木挽」40人、「屋根板師」35人、「柚・日雇」325人であった。村内には小郷・小和知・二渡り・中切・番田・上



図2 加子母村と字名

3) 安政3年「由緒書（内木家）」（徳川林政史研究所収集史料 林454、徳川林政史研究所蔵）。以下、徳川林政史研究所収集史料については、「林454」などと史料番号のみを記す。

4) 前掲、杉村啓治①、5～7頁参照。

5) 万延元年「御国御領見ニ付手扣」（内木家文書 B72-6-9）。

桑原くわばら・中桑原なかくわばら・下桑原しもくわばら・万賀まんが・角領かくりょうという字あざがあり、これを単位に村組が形成され(ただし小郷と万賀は各2組で合計12組)、同年の時点で庄屋2人・組頭12人・年寄2人が置かれていた。

内木家の屋敷は、庄屋時代には中切に置かれていたといわれるが、武久が当主であった宝暦6年(1756)頃を上桑原へと移された⁶⁾。この屋敷地は街道筋に面し、隣にはこの道筋から御嶽山おんたけさん方面へつながる山道が分岐しており、屋敷地移転が御山守としての地位や職務を意識してのものであったことをうかがわせる。

御山守が森林管理・取締りを所管する三浦山は、信濃国筑摩郡王滝村に属していたが、信州側からは地形の関係で登山が難しかったため、加子母村の小郷から登山するルートが用いられた。小郷峠より西へ向かうと信濃・美濃・飛騨3国の国境となる三国山があり、さらに倉掛峠から御嶽山へ向かう尾根筋に沿って信濃国と飛騨国の境界が定められていた。

(2) 内木家の系譜

近世以降の内木家の系譜は、①武正(慶長3年2月死去)―②武忠(正保元年4月7日死去)―③武慶(万治3年10月16日死去)―④武温(寛文10年7月15日死去)―⑤武辰(延宝8年8月7日死去)―⑥綱次(元禄7年正月14日死去)―⑦綱政(元禄6年7月16日死去)―⑧武勝(正徳3年8月死去)―⑨武成(正徳4年12月29日死去)―⑩武益⁷⁾(宝暦4年8月28日死去)―⑪武久(安永4年6月7日死去)―⑫武信(寛政11年4月29日死去)―⑬武脇(武昭とも書く、文政2年正月10日死去)―⑭武濃(嘉永2年11月10日死去)―⑮武敬(明治22年12月3日死去)―⑯武清―⑰保―⑱武彦―⑲虎蔵―⑳哲朗(現当主)と続く⁸⁾。このうち、御山守を務めたのは、⑩武益から⑮武敬までの6代である。

内木家の当主は代々、彦七もしくは彦七郎を通称とし、嫡子は御山守見習に就任すると善右衛門を名乗るのが通例であった。また、⑭武濃は清衛(文政9年9月改名)、⑮武敬は善衛という通称も用いていた。

本稿では、このうち特に⑪内木武久に焦点をあてて検討する。武久は、父親の⑩武益が最初の御山守に就任して以来、御山守見習として行動をともにし、宝暦4年(1754)8月に武益が死去した後、同年11月には2代目の御山守に就任する。彼は安永4年(1775)6月に死去するまで、見習として24年間、御山守として21年間、合計45年にわたって御山守の仕事に関与し、役職の成立から職域が拡大していく過程を実地に見聞してきた人物といえる。また、武久は非常に筆まめな人物で、癖の少ない几帳面な御家流の筆致で日記・留帳などを大量に作成しており、これらの記録類からは、当時の御山守の動向が極めて詳細に明らかとなる。

6) 宝暦7年「丑年御用状留」(林388 第1冊)に同年正月22日付の木曾材木方内詰手代3名から内木彦七あての御用状があり、「去冬半四郎江被仰聞候貴様御居宅御普請出来見分之儀」という記載が見られる。

7) ⑩武益については、資料中に「武益」と記されているものが散見される。これは「益」の異体字が「益」のくずしと酷似しているため誤読したものかと思われる。ここでは、内木家に残る位牌の記述にしたがって「武益」と表記する。

8) 内木家に残る過去帳ならびに位牌を参考にした。

（3）内木家文書の概要

内木家文書は、総数3万点以上と推定され、現在は、①公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所、②中津川市加子母総合事務所、③内木家の3か所に分蔵されている。

①は、尾張徳川家19代当主で木曾山の歴史を研究していた徳川義親が大正14年（1925）7月に行った木曾地域の資料調査の際に、内木家から譲渡されたものである。寄贈されたのは、宝暦期（1751～64）以降の冊子型資料が中心で、数量は約120冊である。現在は、徳川林政史研究所収集史料という文書群の一部に組み込まれており、個々の資料のラベルには旧蔵者を示す「内木」という文字が朱書されている。

②は、旧加子母村役場の建物が郷土館として活用された際に、展示用資料として内木家から提供されたものと見られ、旧村役場文書などに混入する形で保存されていた。その後、郷土館が閉鎖されたのにもない加子母総合事務所へと移管され、現在、旧村役場文書とともに整理が進められている。具体的な数量は不明であるが、筆者が概要を調査した際、明らかに内木家が出所と考えられる資料を数点ほど確認している。

③は、内木家文書の大半を占めるもので、同家の長屋門右側にある土蔵の2階に置かれた2つの長持の中に収められていた。その後、文書群は、屋敷西側の「宝蔵」と呼ばれる土蔵の2階に移され、地元の中学校教員であった土井裕夫氏（故人）によって整理・解読作業が行われた。

このときの整理は、文書群を年代別・主題別に分類したうえ、20点の目録情報を収録可能な罫紙を自作して内容を手書きで採録、この20点を単位に封筒詰めを行い、小包用のダンボール箱に収納するという方法で実施された（以下、これをBグループとする）。また、この一部を抜き出して解読作業が行われ、従来の箱とは別の箱に原文書・解読文と新たに作った目録を収納するという方法がとられた（これをAグループとする）。筆者が予備調査を行った時点では、Bグループの箱番号は記載されていたが、封筒および文書には番号がなく、さらには解読のためにAグループへ移動した箱や封筒が散見され、目録から原文書を検索することが難しい状態にあった。

そこで、筆者らは所蔵者と相談のうえ、①まずBグループについて、手書き目録の罫紙1枚ごとに箱番号・封筒番号を付与し、これを現物の封筒へ転記、ひとまず文書20点単位で目録との対照を可能にする、②目録罫紙1枚ごとに、個々の文書を特定し、文書番号を付与する、③各箱にある「未整理」の封筒について、番号付与・内容情報採録を行う、④上記の目録情報を



図3 内木家文書が入っていた蔵と長持

データ入力する、⑤手つかずの未整理文書について現状記録・番号付与・装備・内容情報採録・データ入力を行い、Bグループの末尾に順次編入する、⑥Aグループについて、①～④と同様の作業を行う、という手順で整理計画を立て、現在作業を進めている。これにより「グループ記号+箱番号-封筒番号-文書番号」という形で、資料の検索・利用が可能となる。

内木家文書はおおむね、④加子母村庄屋文書、③三浦・三ヶ村御山守文書、②加子母村戸長文書、①内木家の家政・経営文書、の4つに大別される。このうち④は、享保15年5月に内木武益が御山守に任ぜられる以前に加子母村庄屋の立場で蓄積した村政文書、また②は、15代当主内木武敬が明治9年(1876)に加子母村の戸長委任役・副戸長代理、同10年11月より11年にかけて戸長を務めた時期に残された行政文書である。①は、近世のものがわずかに見られるが、大半が明治期以降に作成・収受された文書であり、主な公職を退いて以降の同家の動向がわかる内容となっている。しかし、④・②・①の文書はいずれも数量的に少なく、圧倒的多数を占めているのが、③の御山守の職務にともなって集積された文書・記録類である。これらは、①支配役所である木曾材木方役所(名古屋・信州上松)より宿継形式で送達された御用状や書簡、②濃州三ヶ村から提出された人足負担・森林利用・家作関係などの願書・帳簿類の控、③内木家において作成した日記・留帳類の3種類に概括できよう。

2. 三浦山の「御境伐明ケ」と御山守の成立

(1) 国境決定と「御境伐明ケ」

内木家が務めた三浦・三ヶ村御山守は、尾張藩の享保林政改革にともなって設置された。この改革は、年寄(家老)の鈴木丹後守や御国奉行遠山彦左衛門らをバックにした市川甚左衛門によって推進された。市川は、宝永3年(1706)に錦織在番から木曾山元詰となり、翌4年に木曾山を所管する上松奉行に就任、その後は改革にともない材木改役・木曾材木奉行と名称を改めるものの、延享2年(1745)に岐阜奉行へ転出するまで、一貫して木曾地域や濃州三ヶ村・七宗山など、藩内の森林管理・取締り策に従事した。

この改革で市川が取り組んだ施策の一つに、三浦山をめぐる飛騨・信濃両国の国境問題があった。この時期には、飛騨国から信州側へ密かに越境して森林伐採を行う「切越」が増加していた。これは、元禄5年(1692)の飛騨国の幕領編入以降、江戸や高山の請負

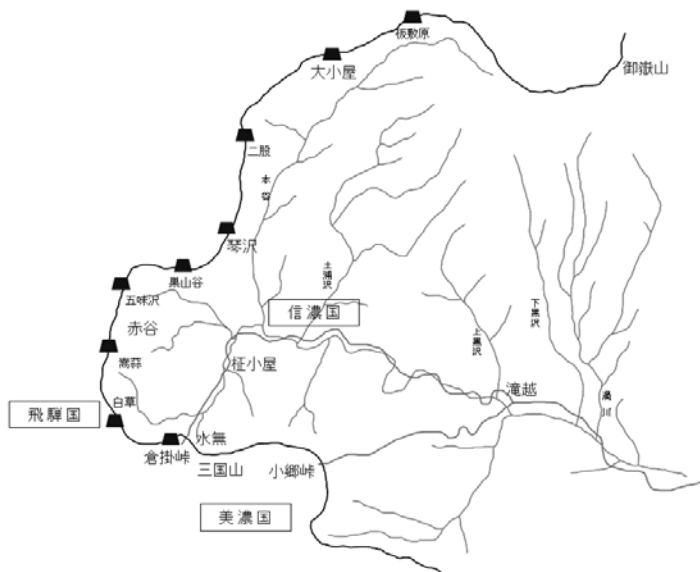


図4 三浦山概念図(台形の印は土塚)

商人による伐木事業が活発となったことが背景にある⁹⁾。飛騨側では口山はもとより奥山の森林資源さえも伐り尽くして深山へと進出せざるを得ず、両国にまたがる三浦山は古来より入会であるとの主張を展開して「切越」を正当化してきたため、尾張藩では早急な対策が必要だったのである。

市川は享保10年（1725）7月、濃州三ヶ村の庄屋に対して「三浦山之由緒」について下問した¹⁰⁾。しかし、古老の話を聴取した庄屋たちも明確な国境の根拠を示せず、「古来入合之外、慥成由緒又ハ入合之御山ニ無御座候と申存候者、忝人も無御座候」と回答せざるを得なかった。その後、飛州側の「切越」がいよいよ激しくなったため、翌11年正月、市川は再び三ヶ村の庄屋に対策を促した。このとき加子母村庄屋の内木武益は、同村小郷の百姓勘兵衛・九郎右衛門へ申し付けて内情を探らせ、「飛州側ニ茂三浦御山入合と申慥成証拠ハ一円無御座候」「古来入込来候儀も忍入盗来之方ニ相聞申候」という情報を得た。

そこで武益は、享保13年（1728）2月、①三浦山の「斧留」、②御境目廻り・御山廻りの実施、③飛州側名主との交渉、④飛州者からの証文の取得、⑤不承知の場合は高山代官所へ赴いて交渉、という内容の対策を提案、一度は却下されるものの、幕府への対応を請け合うこと、名古屋にある藩の記録類を調査すること、の2点を新たに加えて追願を行い、当初は慎重だった尾張藩側を積極姿勢へと転じさせた。続いて武益は、御国奉行らによる見分の際に「御境立方御仕法」の建言書を提出し、藩側もこれを了承した。数度にわたる藩役人の見分を経て、尾張藩では三浦山の「水流尾通り」を国境とすべき旨を決定し、飛州高山代官所の長谷川庄五郎と交渉を行った末、ついに「尾張殿目分通国境伐明方差支無之」との返答を得ることに成功し、藩ではさっそく「こなた目分通ニ明白ニ御境伐明ケ」を実施するようにと通達した。

以上が、三浦山の国境決定に関する経緯である。市川の意をうけた武益が「御境立方御仕法」を建言するなど、積極的に関与していたことがうかがわれる。国境を明確に示す「伐明ケ」¹¹⁾の手法も、おそらくこの仕法を献策する中で生み出されていったものと推察される。

「御境伐明ケ」とは、尾根筋を下っていく複数の雨水の流れの方角を見定めて分水嶺となる地点を判断し、それをつなげて国境の線を確定したうえ、境界にあたる尾根線の部分をやや掘り下げ、その両側にある立木や雑草を5尺（約1.5m）の幅で取り除いて、境であることを示すことをいう。尾張藩が命じた「伐明ケ」の作業は、武益の主導のもと、悴の武久、付知村・川上村の代表、国境の情報収集に協力した加子母村小郷の勘兵衛・九郎右衛門らが加わる形で行われた。小郷の者たちは、熊打などの狩猟に際して雪中の三浦山へ登ることが多く、山内の位置や地形を知悉して好都合だったためである。また、山中に入る際には、村方からも人足が徴発され、作業従事者には藩から雑用金が下付されることになった。

武益らは、過去に水無より奥赤谷まで設置されていた18本の境杭（表1参照）の有無を確認

9) 嘉永7年「御材木一件」（飛騨国山林史料299、徳川林政史研究所蔵）。なお、高橋伸拓『近世飛騨林業の展開』（岩田書院、2011年）70～71頁には、同史料を用いた元禄6年（1698）～安永4年（1775）の木材生産状況一覧表が掲載されており、元禄～享保期における江戸請負商人の比重の高さがうかがわれる。

10) 享保13年「三浦御山最初申達之写」（林453）。この部分の記述は、同史料および前掲の安政3年「由緒書（内木家）」による。

11) 「伐明ケ」は「切明」とも表記されるが、本稿では史料中の文言を除き、「伐明ケ」で統一する。

しつつ、さらに奥地へ向かって境界が不明な箇所の調査を行った¹²⁾。その結果は、持参した横半帳の「諸事覚帳」「諸事手鑑」などに記録され、現場には「境書付」を行って残す方法がとられた。「境書付」は、御山見廻りを行った旨と年月日、実施者の名前を記録したもので、付近の大きな石などに直接墨書された¹³⁾。また、享保14年には、国境の主要な場所に土塚を築き、その上に松ひめこまつや姫もみ子松・樅などを植栽して目印とした¹⁴⁾ (表1参照)。こうした一連の作業がおおむね終了したのは、享保16年の秋頃と見られ、この間の同15年5月12日には、武益が三浦・三ヶ村御山守に就任し、扶持5人分を支給されて、市川甚左衛門・飯嶋重左衛門の支配下となることが通達されている¹⁵⁾。

とはいえ、「御境伐明ケ」は国境確定のための臨時的な作業であったため、この作業が終了すると、具体的な職務が消失してしまうことになる。そこで武益は、享保16年12月、市川甚左衛門に対して長文の口上書を提出し、今後の御山守の職務に関する献策を行った¹⁶⁾。

このときの内容は、享保13年秋以来「伐明ケ」を行ってきた場所は次第に大笹や下草が生い茂っていき、1～2年も経つと境界が不明になるおそれがあるので、以後は藩より斧や鉞・鎌を下し置かれ、武益・武久および小郷の勘兵衛・九郎右衛門らが見廻りを行う際に召し連れる人足を用いて損木や雑草の除去を行わせ、常に国境が明確になるよう努めたい、というものであった。しかも武益は、この方法を用いれば、数年に一度の割合で大掛かりな「伐明ケ」作業を行うよりも人足負担などが減って効率的であることや、いまだに奥地には「伐明ケ」が十分ではない場所が存在すること、飛驒側おざかの小坂周辺では尽山化が進み、依然として「切越」の危険性が高いことなども記して、市川に「御境伐明ケ」を恒常化するよう具申している。

この口上書に関しては、翌17年正月に市川からの返信がもたらされ、「貴殿達書之通何茂相

表1 三浦山の土塚と境杭

種類	名称	場所	次までの距離
土塚	壺番土塚	倉懸ヶ峠	18町
	貳番土塚	白草	14町
	三番土塚	嵩森	17町
	四番土塚	五味沢黒淵	34町
	五番土塚	栗山谷二ノ上ヶ	21町
	六番土塚	琴沢	22町半
	七番土塚	二股	31町半
	八番土塚	大小屋	36町半
	九番土塚	板敷原	合計：5里9町
境杭	壺番本杭	水無峠信州・濃州・飛州三ツ合	2町半
	貳番本杭	八町坂之内	3町
	三番本杭	八町坂之内	2町
	四番本杭	倉掛ヶ峠	3町
	五番本杭	黒淵横手	3町半
	六番本杭	黒淵横手	7町
	七番本杭	黒淵横手	3町
	八番本杭	黒淵横手	4町
	九番本杭	白草峠	6町半
	拾番本杭	烏帽子岩峠	8町
	拾壺番本杭	嵩森左又	5町半
	拾貳番本杭	嵩森右股	12町半
	拾三番本杭	五味沢黒淵	3町半
	拾四番本杭	五味沢黒淵	1町
	拾五番本杭	奥赤谷	1町半
	拾六番本杭	奥赤谷	2町
拾七番本杭	奥赤谷	1町	
拾八番本杭	奥赤谷	合計：1里33町半	

宝暦2年「三浦・三ヶ村御山御用留」(内木家文書 B61-2-1)より作成。

12) 享保13年「諸事覚書帳」(内木家文書 仮番号A1-3)。

13) 享保15年「信州三浦御山諸事手鑑」(内木家文書 B62-2-12) 6月6日条には、「境書付」の文言が引用されている。

14) 享保13年「三浦御山諸事覚帳」(内木家文書 B62-01-11)。なお、この覚帳の表紙には「享保拾三年申七月」とあるが、内容の多くは享保14年のものである。

15) 前掲、享保15年「信州三浦御山諸事手鑑」5月12日条。

16) 享保16年「三浦御山諸事御用留」(内木家文書 B62-2-15)。

濟候間、左様相心得可被申候」とあるように、武益の献策に沿った形で認められることになった¹⁷⁾。この通達により、毎年の「御境伐明ケ」が御山守の職域の一つとして定置されることになる。また、尾根筋の水流を見分けやすい雪中に見分を行って、雪が消え次第「伐明ケ」作業に着手するという提案も同時に認められ、雪中の見廻りを御山守の代理として小郷の勘兵衛・九郎右衛門らに担当させ、雪解け後に武益・武久らが見廻りと「伐明ケ」を行うという「雪中見廻り」と「御山見廻り」の分担も、このときに固まったものと考えられる。

（2）格式の決定と内木家の立場

前述したように、内木武益は享保15年5月に三浦三ヶ村御山守に就任したが、藩内での処遇が確定するまでには時間がかかり、これが正式に伝達されたのは、同17年8月のことであった。

〔史料1〕

加子母村彦七儀、御山守被仰付候付、遠山彦左衛門木曾路旅行之節、於上松御自分御申達候書付之趣、年寄衆江相達候処、左之通相濟候

① 彦七格式之事、多々羅次郎右衛門同様手代並ニ可被仰付哉との儀、右ハ手代並と格式相極候ニハ及間敷候間、先ツ只今迄之通ニ而指置、兎角御山メり第一ニ相勤させ候様ニとの事候間、其心得可有之候

② 彦七苗字名乗候儀、御山守ニ付而ハ苗字名乗可申事ニ候、百姓方御目見持候ニ付而ハ存寄も無之との儀、右ハ御山相守候ニ付他領并三ヶ村中響ニも罷成、可然候ハ、苗字名乗セ候様ニとの事候

③ 彦七固之儀、七宗御山守多々羅次郎右衛門儀御目付方ニ而固相濟候、彦七儀も手代並ニ罷成候ハ、御目付方ニ而表立固可有之哉、左も無之候ハ、御自分手前ニ而固可申付哉との儀、右ハ彦七儀他所境をも見廻申事候へ者、御目付方ニ而固申付候様ニとの事候間、御目付方江御引合、固相濟候様ニ御取扱可有之候

④ 御山見廻り之儀、三浦山を第一ニ心得、三ヶ村山之儀ハ間々何ヶ度茂見廻、三浦山於御境も繁々廻り可然、所々見計折々見廻り候様ニと御申付候旨、右ハ他領境等別而相廻、いづれ共御山メり専一ニ相守候様、委吟味勘弁之上被申渡、彦七儀も追々存寄等相達、猶又指図を請可相勤旨御申渡可有之候

⑤ 見廻り之節、他領江之響旁百姓同意之体ニ而ハ不可然候間、向後ハ刀をも指、御山守程之様体ニ而廻候様ニ御申含置候由、右ハ外之禁戒ニも罷成候様ニ兎角御山メり専一ニ相心得、勿論權威ケ間敷儀等無之様ニ可致旨御申渡可有之候

⑥ 一只今迄ハ御山廻り候節銀三匁宛雑用被下置候得共、御扶持方被下置候付、不及其儀見廻り可申事ニ候得共、雑用不被下候而ハ難相勤相見候、三ヶ村山見廻り候節も三浦山之通、人足三人ニ付雑用被下候様ニ、且又御用ニ而名古屋又ハ御自分役所へ罷出候節、一日銀三匁宛被下候様ニとの儀、右者人足三人之儀ハ三浦山・三ヶ村共ニ廻り候節々只今迄之通相渡筈候、雑用銀之儀ハ御扶持被下置儀候へ者、勿論向後雑用不被下置方ニ候、乍然彦七儀、身上も衰候者之儀ニ候故、此上御手当を以、三浦山・三ヶ村見廻り并名古屋又ハ御自分役

17) 享保17年「三浦三ヶ村御山諸事御用留」（内木家文書 B62-02-19）。

所江往来之節共、一日銀五分ツ、相渡筈ニ相濟候、尤年中見廻り往来之日数、日帳差出させ、盆前・暮両度ニ相渡筈候間、其心得御申渡可有之候

⑦一彦七儀、五人組を離、宗門一札差出候様、兼而飯嶋重左衛門申渡由候得共、御目見百姓と有之、百姓離不申意味も有之、御代官方心得も可有之儀と御自分より彦七江被申聞置候由、右者重左衛門支配之節之儀、当時ハ御自分支配之事候、宗門改之儀ハいつれニ致候而も差支有之間敷候間、御自分吟味次第御取扱有之候

⑧一彦七方名古屋表并木曾御自分役所江御用之儀申通候節、村次不指支様ニとの儀、右ハ其通相濟、御国奉行江も申談候間、木曾之儀ハ御自分分村々江御申渡可有之候、勿論山村甚兵衛へも知セ可然候ハ、御自分分御知セ可有之候

右之通相濟候間、其御心得可有之候

八月¹⁸⁾

(各箇条の丸数字は引用者による)

この史料は、御国奉行の遠山彦左衛門が市川甚左衛門へ宛てた達書で、御山守となった武益の格式について年寄(家老)へ伺い出た結果を記したものである。

まず①において、武益の格式を七宗山の御山守である多々羅次郎右衛門と同様に手代並とする案について、「手代並と格式相極候ニハ及間敷候」「先ツ只今迄之通ニ而指置」と否定的な見解が示されている。七宗山は、尾張藩でも藩主の“御宝山”であったといわれ、これと格差を付ける意味から、武益の身分を曖昧なままに据え置いたのかもしれない。

一方、苗字・帯刀に関しては、②・⑤にあるように「他領并三ヶ村中響」に関わることであるとの理由で認められている。③も同様に、「固之儀」(誓紙の提出)について、「他領境」の見廻りを担当するという職務の特殊性を理由として、手代並の多々羅と同じく御目付方において執り行うとの見解が示されている。また、⑦の村方の五人組を離れて藩士同様に単独で宗門一札を提出することに関しては、「いつれニ致候而も差支有之間敷候間、御自分吟味次第御取扱有之候」として、市川に決定を委ねているが、その後の文書を見ると、市川は単独での提出を認めたようである。

⑥は、俸給に関するもので、扶持方として5人分が支給されるため、従来受け取ってきた雑用金は廃止すること、ただし、武益の窮状に鑑みて、御山見廻りと名古屋・木曾の役所への往復に際しては、1日あたり銀5分ずつを下付すると述べている。また、御山見廻りの日数については、盆前と暮に「日帳」を提出するように命じている点も重要である(ただしその後、儉約との関係で、提出は暮前の一度のみに改められている)。

さらに、職務に直結する内容としては、④と⑧が注目される。御山見廻りについては、三浦山を第一とし、濃州三ヶ村に所在する御巢山・御留山などの巡察は、それに次ぐ位置づけがなされている。⑧は、名古屋および木曾の役所と加子母村との間の指示・命令の伝達経路である「村次」(村継)の体制を整えるようにというもので、これは武益から願い出たものであることが知られる。

以上の通達を見ると、御山守は、藩士と百姓の中間的な地位に位置づけられたことがわかる。しかし、このことは内木家にとって、藩士でもなく百姓でもないという曖昧な状態に置かれた

18) 前掲、享保17年「三浦三ヶ村御山諸事御用留」。

ことを意味し、以後の自家のアイデンティティ形成に大きな影響を与えた。

内木家では、御山守への就任以来、村方に所属する百姓とは異なる存在であることを、ことさらに意識する傾向が見られた。たとえば、御山守就任直後の享保16年（1731）には、庄屋などが有していた「御目見百姓」としての立場を否定して、以後は郡奉行への年頭御目見を辞退する旨を出願して認められている¹⁹⁾。また、「我等ハ村方とハ取合イ不申答、固メいたし居申候」²⁰⁾、あるいは「此方ハ村方離レ役人之儀ニ候ヘハ、寄合場所へ出候儀難成候」²¹⁾とあるように、村役人が行う用務には直接関与しない旨を村方と取り交わしていたようで、村寄合にも当主や嫡子は参加せず、「一家中」と呼ばれる分家や血縁者を出席させていた。さらにこうした区別は、日常の生活規律にまでおよび、明和2年（1765）の武久の日記に「御祭礼ニ若キ者共踊致答ニ而、武助儀も役者ニ出可申様承之候付、我等ハ村方はなれ御用相勤候儀ニ候得ハ、村方と一所ニ踊致させ候儀、外聞とも上へ相知候而も不可然存候付、右之段武助へも為申聞置候」²²⁾とあるごとく、村の若者が催す歌舞伎踊りに当主の次男が参加することに関しても、「村方をはなれ御用相勤候」家筋であるため「外聞とも上へ相知候而も不可然」という理由で、これを辞退させている。しかし一方で、村内に耕地を所持していたため、高持百姓に賦課される蔵番や七里役、庄屋宅の稲刈りなどの村役は負担しており、この場合、御山守と見習は出ることなく、下男や孫たちを遣わしている。

また、以後の内木家の当主は、折りにふれて木曾材木方へ「格式願」を提出し、手代の格式を得ることに腐心した。しかし、内木家で「木曾御材木奉行手代格」を手にしたのは、14代当主の武濃（清衛）が勤務出精を認められて天保4年（1833）に昇進した事例のみであった²³⁾。

こうした曖昧な地位の中で、内木家は、御山守の職域を拡大していくことを通じて、濃州三ヶ村での自らの立場を示していくようになる。次節では、内木家文書に残る御山守の収受・作成書類の中から、こうした動きについて検討してみたい。

3. 御山守の職務と収受・作成書類

内木家に蓄積されている御山守文書は、現状こそ旧来の保存秩序を推定しにくいものとなっているが、日記その他の史料を用いて当時の職務のあり方を詳細に検討することにより、職務の遂行にともなって収受・作成した文書・記録類の秩序体系が比較的温存されたまま残されていることが確認できる。ここでは、2代目御山守を務めた彦七武久をおもな事例に、職務にしたがってどのような文書・記録類が作成・保存されたかについて整理しておくことにしたい。

19) 前掲、享保16年「三浦御山諸事御用留」。

20) 宝暦13年「御山方御用并諸事日記」（林1136）10月晦日条。

21) 明和8年「御山方御用并諸事日記」（内木家文書 B59-15-09）2月26日条。

22) 明和2年「御山方御用并諸事日記」（林1138）7月20日条。

23) 尾張藩士の履歴を収載した「藩士名寄」（旧蓬左文庫所蔵史料140-4、徳川林政史研究所所蔵）において、内木武濃（清衛）の名前のみが記されているのは、こうした理由に基づくものと考えられる。

(1) 木曾材木方との往復書類

三浦・三ヶ村御山守は、市川甚左衛門が元文5年(1740)に木曾材木奉行に就任したことに
より木曾材木方の支配下に入ったが、延享2年(1745)に市川が岐阜奉行へ転出した後も所管
に変更はなく、それまで属人的性格の強かった市川支配から脱し、尾張藩の行政組織の一つと
位置づけられた。木曾材木方の役所は、名古屋と木曾の上松にあり、名古屋には奉行や内詰手
代が常駐し、上松役所には本メ手代をはじめとする手代たちが詰めていた。

名古屋や上松の役所から加子母村の御山守のもとへ進達される御用状は、宿継形式で送達さ
れた。名古屋や上松から中山道を使って落合宿へ届けられた文書は、その後、村役負担の七里
役によって運ばれた。七里役を負担したのは山口村 - 田立村 - 川上村 - 付知村 - 加子母村で、
人足に対しては藩より所定の駄賃が下付された。この宿継形式の令達ルートは、〔史料1〕の
⑧にあるように、初代御山守の武益の建言によって整備されたものであった。

御用状は、板挟みの状態もしくは御用箱に入れられた形で送達された。板挟みは、数通の御
用状や書簡を入れて封をした包紙・袋を板ではさみ、紐で固定したうえ、「此御用板挟状宿次、
無滞於加子母村早々可被相届候」²⁴⁾ といった文言を記した宿継状を結びつけて送る形式であ
る。板挟みには、書状用の小板挟と横長帳用の大板挟とがあり、大板挟はおもに椀松を削って
作られ、長さは1尺(約30cm)、幅が5寸5分(約16.5cm)と定まっていた²⁵⁾。また、御用箱は、
役所から筆・墨・紙や金銭を送る場合などに使用され、「通ひ箱」²⁶⁾ と称する所定の箱もあつ
たが、時として扇箱なども代用された。

御用状は、藩が発した触書、扶持方の書替証文、木曾材木方からの達書などが中心で、奉行
や内詰手代・本メ手代などからの添状が付されているのが通
例であった。また、奉行・手代たちによる草花・苗木・獣胆・
毛皮の注文書や年頭・歳末の挨拶状、役職交代の際の吹聴状
といった私的な内容の書簡も同時に届けられている。内木家
文書に収められた御山守文書の大部分がこうした御用状・書
簡であり、歴代の御山守は収受した年ごとに、たとえば「明
和六 丑年御用状入」²⁷⁾ などと記した袋を作り、板挟みから
取り出したまとまりをそのまま保持した状態で収納していた
と思われる²⁸⁾。

藩が発布した触書などの伝達ルートは、郡奉行 - 代官所経
由の村方による伝達ルートは用いられておらず、藩士と同様
に木曾御材木方の発信によるものとなっていた。



図5 御用状を入れた袋

24) 内木家文書 B58-6-7。

25) 明和5年「(御山方御用并諸事日記)」(内木家文書 B59-05-10) 11月12日条。

26) 安永3年「御山方御用并諸事日記」(内木家文書 B63-01-06) 12月28日条。

27) 内木家文書 B59-09-12。

28) 土井裕夫氏が作成した手書き目録には、宿継状を先頭とする数点の文書の範囲を矢印で示して「一束」と書かれた箇所が散見され、同氏が整理を行った時点まで、板挟みを単位とする保存秩序が残されていたことが知られる。また、手書き目録における「一束」の記述をたよりに、当時の一括状況をある程度復元することが可能である。

宝暦12年（1762）8月1日、武久は出張先の川上山の「しゆれ沢棚洞」において、七里役の者より7月28日付の宿継状つきで急御用の封状を受け取った²⁹⁾。中には木曾材木方内詰手代の浅井喜八・大嶋仙右衛門が差し出した「別紙之通御目付方より申来候付、写壺通進之候、御承知可被成候、此段申進候様こと頭衆被申仰聞候」という内容の御用状が収められており³⁰⁾、添えられた写は前日の

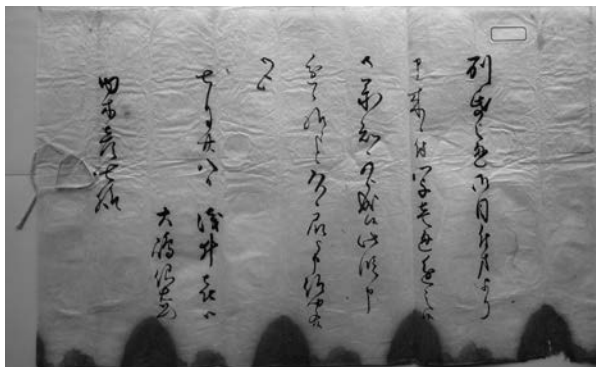


図6 末尾に紙縫が付いた文書

27日付で、御目付の石川理左衛門より木曾材木奉行の日下部兵次郎・寄田清大夫宛てであった。内容は、桃園天皇が崩御したため、当27日より来月2日まで鳴物を停止し、諸事物静かにするようにとの指示が年寄衆（家老）より下ったので、その旨を通知するというものであった³¹⁾。なお、このときの御用状には、〔図6〕のように末尾部分に紙縫が付けられており、写は巻き込んだ形で紙縫に結ばれていたものと思われる。こうした「穩便触」と呼ばれた鳴物停止の触など、年寄衆から御目付を介して藩士全体へ出された触書の場合は、年寄衆－御目付－木曾材木奉行－内詰手代－御山守という伝達ルートがとられ、内詰手代からの御用状には、必ず御目付から木曾材木奉行へ宛てた触書の写が添付されていた³²⁾。

藩から御山守へ伝達される文書は、おおむね上記のような形式をとったが、反対に、御山守から木曾材木方へ提出する公的書類では、「判物」（署名部分に捺印のあるもの）と「無判物」（捺印のないもの）の2種類が作成され、両者ともに藩へ送付していた点が特徴としてあげられる。これらは通常、「判物」を正式書類、「無判物」を役所の控として利用していたが、御山守が献策を行ったり、事案の処理を伺い出たときの文書では、「無判物」に継紙がなされ、奉行らの回答が記載されて返送されてくる場合もあった。

〔図7〕は、宝暦8年10月、樋口に用いるために付知村から出された立枯れの「御立杉」（藩の御用で植林した杉）の払下げ願について、吟

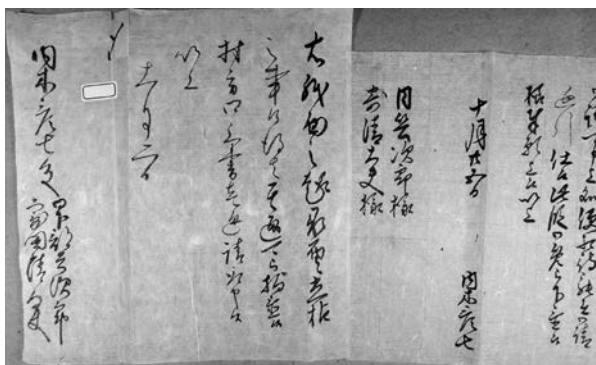


図7 継紙による奉行の回答

29) 宝暦12年午年中御用状留」（林338 第5冊）。

30) 内木家文書 B58-13-15。

31) 内木家文書 B58-13-14。

32) たとえば、(安永2年)「(御山方御用并諸事日記)」(内木家文書 B59-20-14) 2月26日条・6月26日条・7月5日条・7月8日条・7月11日条・8月5日条・11月6日条を見ると、内詰手代からの御用状に加えて、御目付方より木曾材木奉行へ宛てた触書の写が添えられている。

味の結果、村方が差し出した口上書の通りで問題がなかったことを報告した文書で、10月25日付で内木武久が木曾材木奉行の両名に対して宛てたものである³³⁾。この文書には、末尾に大ききの異なる継紙が付けられ、11月2日付で奉行より武久に宛てて「右書面之趣承届候、立枯之事候得者、其通可被指置候」と、私下げを許可する内容が記されている。前段の文書の筆跡は、当時の他の文書などと比較した結果、武久のものとは判断でき、継紙のほうはこれとは異筆である。つまり、この文書は、武久が送った「無判物」の文書に回答の継紙を付けて返送したと考えると間違いないと思われる。もちろん、この文書は決済された証拠として、内木家による保存対象となっている。このような決済の継紙や、問い合わせの付札・下ケ札が付けられて返送されてくる可能性を考慮し、武久は常に「判物」以外に「無判物」を添えて文書を送付していたとも考えられるのである。

御山守と見習は、毎年3月から10月中旬にかけて、三浦山の御山見廻りと「御境伐明ケ」を行った。また、10月下旬には三ヶ村内の御巢山・御留山の見廻りも行っている。三浦山への1回の登山期間は15日程度で、村方から徴発した3人の人足を召し連れ、加子母村上桑原の屋敷からまず小郷へ向かい、そこから登山を開始して、倉掛峠付近の水無小屋^{みずなし}に拠点^みを構え、さらにそこから尾根線近くの谷筋に沿って点在する黒淵(五味沢)・琴沢(本谷)・大坂谷(本谷)・岩鼻(本谷)といった見廻り小屋へ移動して作業を行った(前掲の〔図4〕参照)。

もちろん、山中に滞在しているときでも、木曾材木方からの御用状が村の屋敷へ届く。届いた御用状は、山内をよく知る加子母村の者が七里役を勤め、滞在する山小屋まで運ばれた。このため御山守は、常に滞在先と今後の予定を村方へ伝えておかねばならず、これには定期的に麓の小郷まで飯米を取りに行く人足を使って組頭へと伝達したが、同様に山内を巡回している御山守見習や御巢守が下山する際に情報を伝えてもらうこともあった。

武久は登山の際、御用箱を人足に持たせているが、その中に数種類の日記・留帳を収納していたようで、御用状が届くと持参した留帳に内容を転記している。人足たちを先に丁場(作業場所)へ赴かせ、「彦七ハ昨日之御用状留書致ス也」³⁴⁾というように、書写作業を行ったうえで現場に行くことも多かった。また、作業ができない雨の日などは、山小屋に籠もって「留書」を行うこともあった。御用状への返報は、まとめて認^{したた}めておき、数通を板挟みにしたうえ宿継状を添え、人足を小郷の組頭のもとへ走らせて送達した。

(2) 盗伐の摘発と吟味書類

ところで、「御境伐明ケ」と並ぶ御山守の山中における重要な職務として、盗伐の摘発があった。盗伐の中でも、とりわけ三浦山における飛騨国からの「切越」と、所管する三ヶ村の百姓が御停止木の盗み伐りや皮剥ぎをする「背」、盗伐した木を山中に隠し置く「隠し木」が、御山守にとっては職務上の責任に直結する重要な問題であった。

尾張藩には、用益の度合いにしたがって森林の区分がある。主として寛文林政改革によって設定された御留山^{おとめやま}と、幼鷹を採取するための御巢山^{おすやま}は、百姓の用益が許されなかった禁伐林で、享保林政改革ではこれらの外縁部に「新開」(新山)が設けられた。藩の御用木・売木生産や

33) 内木家文書 B58-11-20。

34) 前掲、(安永2年)「(御山方御用并諸事日記)」閏3月19日条。

百姓の役木（年貢木）・白木・家作木採取に利用されていた森林を明山^{あきやま}といい、さらに入会林や百姓の持山である百姓控^{ひかえばやし}林が存在した。

また、享保林政改革では、“木曾五木”の名で知られる御停止木^{ごちようじぼく}制度が施行された。これは、上記の森林の区分にかかわらず、御用木となるべき^{ひのき}榎・^{さわら}榎・^{あすひ}榎・^{こうやまき}明榎・^{ねずこ}高野槇・鼠子の5種類について、すべて禁伐とするという仕法である。このほか、非常時の公共用材・民間材を蓄える目的で留木^{とめき}という制度も設けられ、栗・松がこれに指定されて、伐り出すには藩への届出が必要となった³⁵⁾。

三浦山の「切越」は禁伐林である御留山への侵入であり、「背」と「隠し木」は御停止木の伐採・秘匿に該当する。御山守は御山見廻りを通じ、それらの痕跡を発見して吟味し、木曾材木方へ上申する職務を担っていた。

三浦山への「切越」は、御山見廻りによって痕跡を発見する。御山守や見習は、人足たちに丁場で「伐明ケ」作業を行わせながら、周囲の樹木の状態をチェックし、主要な箇所^{箇所}の石や樹木に「境書付」を行い、付近の樹木には木口印を打刻した。木口印とは、^{木口印}鑄鉄製の刻印面に木製の柄を付けたもので、樹木に叩きつけるように当てて刻印する道具である。木口印の刻印面には「三浦山」「御改」「三改」などいくつかの種類があり、用途に応じて使い分けていた。



木口印の打刻は、目的の違いにより御境木口印と御改木口印とに分けられ、後者にはさらに根木口印・元木口印・株木口印・跡木口印・末木口印などの呼び名があった。「三浦山」の刻印面を持つ木口印は、御境木口印として用いられたと考えられ、御山見廻りの実施の痕跡として、国境付近や谷筋にある目立つ樹木に刻印



図8 「三浦山」御境木口印（内木哲朗氏提供）

された。また、「伐明ケ」の過程で、境目の視界を遮るように伸びた樹木を伐採したときにも、この木口印が打刻された。

このような作業を通じて「切越」が発見された場合、御山守は木曾材木方に対して上申書を提出し、必要に応じて飛州側の村々との交渉・吟味を行い、詫び証文を提出させた。なお、「切越」は、御山守の存在意義に直接関わる重大事であったと認識されており、安永2年4月12日に飛州者の「切越」を発見したとき、武久は日記に「久敷切越等無之無難ニ候処、不届成儀出来、大こまり」と、その心情を記している³⁶⁾。

一方、管轄地域内で「背」や「隠し木」が発覚した場合には、御山守は地元の庄屋に吟味を指示し、背主の口上書と庄屋からの吟味一札をとったうえ、自ら作成した上申書へこれらを添

35) 拙稿「森林政策から見た“徳川三百年”」(徳川林政史研究所編『森林の江戸学』、東京堂出版、2012年)。

36) 前掲、(安永2年)「(御山方御用并諸事日記)」4月12日条。

付して名古屋の役所へ送った。木曾材木方では、送られた書類を吟味したうえ、村方支配を担当する御国方役所へと書類を転送し、御国方では背主を出頭させて処罰を言い渡した。しばしば尾張藩の過重な盗伐取締りを象徴するものとして、「木一本首一つ」という言葉が用いられるが、これは近世前期の寛文期（1661～73）に行われた数例に過ぎず、近世中期以降は重くて追放または牢舎、通常は過料・叱り程度の裁定が下された。

三ヶ村山で発生するこのような「背」に関して、宝暦7年（1757）2月、御山守は木曾材木奉行に対して、次のような提案を行っている。

〔史料2〕

以宿継奉伺候口上之覚

三ヶ村於御山内御停止木背等見当り候節ハ、只今迄大小之無差別申達来り候、右ハ其節々村方者共御国方御役所へ被召出、御叱被仰付、遠方路銀等旁及迷惑候由ニ御座候間、向後枝打等之儀者村方吟味仕、以後御山方メリ之儀為申聞、証文為仕候様ニ被仰付候而ハ如何可有御座候半哉、惣体三ヶ村之儀ハ他領御境多ク御座候得ハ、別而背等数度之儀ニ御座候而、村方難儀仕候由ニ御座候間、切株指渡壹尺以下之切株壱数計ハ、右之通証文等為仕、叱申付候様ニ被仰付候而ハ如何可有御座候半哉、然共壹尺以下ニ而も数多御座候歟、又ハ壱本ニ而も壹尺以上之切株之分ハ、急度御吟味被仰付、少分之儀ハ右之通可被仰付候半哉、只今迄軽重之御極無御座候付、私存付候趣奉伺候、以上

二月十九日

内木 彦七

寺 兵左衛門様³⁷⁾

上の史料によれば、これ以前には、背主は規模の大小にかかわらず、名古屋の御国方役所へ出頭のうえ「御叱」の処罰を受けてきたが、遠方で路銀もかかり村方の難儀になるため、以後は、枝打ち程度の軽い「背」の場合は村方に吟味を行わせ、山方取締りの趣旨を申し聞かせた後、証文を提出させることで済ませ、伐採が行われた場合でも、差渡し1尺以下の樹木で切株が1つまでのときは、同様に証文をとって「叱」を申し付けることにしてはどうか、と述べている。軽微な「背」については、御山守と村方が主体となって吟味を行い、証文を提出させて名古屋の役所へ送付するという形で事案を処理したいと提案したわけである。

もちろんこれには、名古屋役所の裁判事務の軽減や、村方の疲弊防止にもつながるという点だけでなく、御山守が吟味の主導権を握ることで、濃州三ヶ村における自らの立場を確保する思惑があったと考えられる。しかも、この過程で活用されたのが「証文」であった。証文を提出させて名古屋役所へ送付するという行為が、藩の意思を代行する機関としての御山守の地位を高めるのに利用されたのである。

では、実際に「背」が発覚した場合、どのような文書が作成・受理されたのかについて見てみよう。

〔史料3〕

昼比、小郷者共口上書認直し候由ニ而勘兵衛差出ス、いまた認方とくと無之故、認直し差

37) 宝暦7年「丑年中御用状留」(林388 第1冊)。

出候様申渡ス、然処七ツ頃迄ニ認、以勘兵衛差出候付、一々相改候上、調印為致受取之也、庄屋分判物式通・扣壺通、四人之者共口書四通・扣四通共、調印為致受取³⁸⁾

これは、明和2年（1765）3月に小郷で「背」が発見され、背主4人の口上書と庄屋の吟味一札を受け取ったときの日記の記述である。これ以前にも一度提出された口上書の書き直しを命じており、武久はこのときも記載事項を一覧したうえ、「いまた認方とくと無之」と感じて再び修正を命じた。その日のうちに提出された修正版に対して、細かなチェックが行われ、ようやく押印を許され、受理されている。このときの押印は、口上書の正文4通・控4通、庄屋の吟味一札の正文2通・控1通のすべてについて行われたようである。翌日、武久は役所に宛てた上申書を作成して送付しているが、上申書（おそらく「判物」「無判物」の2通）に添付されたのは、口上書・吟味一札とも各1通のみで、押印済みの控は手元に残しておいたと思われる。添付資料については「判物」「無判物」の2通を送る必要がなかった可能性もあるが、御山守のもとにも押印した文書が保存された点を考えると、「背」に関する吟味機関として御山守が一定の機能を果たしていたため、他の文書よりも重要度が高い扱いになっていたとも考えられよう。

また、御山守は「背」に関する名古屋役所への上申の是非について、一定の裁量権を有していたと考えられる。

〔史料4〕

昼過、付知庄屋忠三郎・組頭七右衛門・頭百姓与三右衛門来ル、当夏東股入ニ而見聞相改置候明検皮剥・切株共廿六数吟味仕候得共、背主相知不申候間、何卒御勘弁之上、御達之儀御免被下候様ニと相願、願書壺通差出候、文言不足有之付、所々書入候様ニと申談候処、加筆相願候故、則別紙ニ認遣候処、一札相認調印差出、幾重ニも勘弁被下、村方御救ニ御達之儀御免被下候様、達而相願候付、左候ハ、申達差延可申旨、以後龜抹之儀出来不申様、重々村方へ可申渡旨申談候処、何れも大悦申也³⁹⁾

これは、宝暦13年（1763）6月に発覚した付知村での「背」の処理に関する記事である。7月29日、付知村の庄屋が組頭・頭百姓をともなって武久のもとを訪れ、吟味の結果、背主が不明であったこと、役所への上申は思い止まってほしいことなどを具申して、その旨の願書を提出した。武久は願書の文言について加筆したうえ、再提出された文書を受け取ったが、付知村の者たちがなおも上申御免を訴えたので、ひとまず上申書の送付を差延べとし、以後このようなことがないように村方へ申し渡すように命じて、矛を取めたという内容である。

内々に役所への上申を取りやめたことになるが、このような判断を行い得た点は、否応なく三ヶ村に対する御山守の権威を高めることにつながった。「背」の取締りという職務は、このような裁量を加える余地を残していたことで、御山守の地位を相対的に高めることに役立ったのである。

（3）「御山見廻帳面」類の作成・送付

2-(1) で記したように、御山守による御山見廻りと「御境伐明ケ」は、濃州三ヶ村から

38) 明和2年「御山方御用并諸事日記」（林1138）3月27日条。

39) 宝暦13年「御山方御用并諸事日記」（林1136）7月29日条。

徴発された人足を召し連れて行われる。この人足を「御仕^{つか}ひ人足」と称し、藩から所定の雑用金が支給された。当初は、三浦山への登山にも三ヶ村から公平に人足を出していたが、川上村など遠距離の村から人足を差し出すのは過重負担だとされたためであろうか、その後は三浦山への人足は加子母村で負担し、各村の御山見廻りの際にはそれぞれの村で人足を差し出す形式に改められている。1回の登山で召し連れる人足数は、初期には5人であったが、これも途中から3人に改められた。ただし、長期にわたって山中に滞在する場合は、「代人足」と称して、途中で人足が交代することが認められていた。

春から秋にかけて行われた御山見廻りの日数と人足数の役所への報告は、毎年11月に行われた。このときに作成された帳簿類は、以下の通りである。

- ①濃州三ヶ村が作成した「御山見廻之節御仕人足帳」（各村の庄屋 → 御山守宛）
- ②「三浦御山御境雪中見廻帳」（小郷の切明頭・御巢守などの連名 → 御山守宛）
- ③「三浦并三ヶ村御山見廻日数帳」（御山守 → 木曾材木奉行宛）

①は、各村より差し出した人足について、機会ごとに日数・延べ人数・目的を列記し、最後に合計人数を記した帳簿である。②は、積雪の時期に御山守の代理として雪中見廻りを担当した小郷の者が提出した。雪中見廻りは、享保13年の国境決定に協力した由緒を持つ「切明頭」と称する家や御巢守を務める家など特定の5軒が行うものとされ、1回の見廻りで2軒ずつの家が人足を率いて担当することになっていた。この帳簿には、それぞれの見廻りについて、担当した家・期間・召し連れた人足数を記し、末尾に合計人足数が記されている。③は御山守のもとで作成される総括的な日数帳で、雪中見廻り・三浦山御山見廻りおよび「御境伐明ヶ」・三ヶ村御山見廻りのすべてについて、実施者・期間・実施者の延べ人数（実施者×期間）・目的を列記し、末尾に総人数と実施者ごとの内訳が記されている。前掲の〔史料1〕の⑥で木曾材木方より提出が義務づけられた「日帳」が、この帳簿に該当する。

これらの帳簿がどのような過程で作成・収集されたかについて、安永2年を事例に見てみたい⁴⁰⁾。

同年10月28日、まず小郷の与左衛門が内木武久のもとを訪れ、この年最後の雪中見廻りの報告を行うとともに、春期の雪中見廻りの日数がわからないため、「何卒御留書御写シ被下候様」と願い出ている。来たるべき②の作成に向けて、事前に日数の情報を集めようとしたのである。そして、小郷からの雪中見廻帳は、11月2日に武久のもとへ提出された。もともと武久の手元にあった留書の内容をもとにして記述されているため、人足数などに誤りは認められず、即刻受理されている。

11月4日、武久は加子母村の定夫（定使）を呼び出し、「追付人足帳面取集メ候間、其心得仕候様、庄屋へ申遣也」と、近々①の人足帳の取集めを行う旨を伝達した。村方では庄屋から組頭へその旨が伝えられ、翌5日には「三浦人足日数付ヶ、今日中組頭元へ持参申様」との言次^{いいつぎ}（口頭による回達）が伝達されており、加子母村では各家ごとの人足負担の日数を組単位で集約したうえ、組頭から庄屋へ報告する仕組みであったことがわかる。また、付知村・川上村に対しては、武久が6日に手紙を認めて、村方の七里役を使って取集めの旨を伝えている。

40) 前掲、(安永2年)「(御山方御用并諸事日記)」。この部分の記述は、特に断らない限り、本史料による。

各村から集める①の人足帳の提出期限は8日で、まず加子母村の組頭儀左衛門が作成した人足帳を持参して、御山守へ「引合」を求めてきた。武久が確認したところ、人数に誤りがあることがわかり、儀左衛門は書き直しを命じられた。昼過ぎには、付知村からも九郎右衛門が訪れて人足帳を提出したが、これにも誤りが見つかり、武久は書き直しを申し渡している。やや遅れて川上村の茂吉が、庄屋に頼まれたとあって人足・日数の書付を持参し、武久に「引合」を頼んできた。このとき茂吉は、照合の結果を聞いて加子母村内の懇意の家へ赴き、帳簿の作成を行うのだと述べている。川上村から加子母村までは遠距離なので、帳面の訂正で往復の時間を無駄に費やすことを避けるため、このような手筈を整えていたのであろう。その日の夕方に茂吉は、縦帳・横長帳の2種類の帳面を作成し、武久に対して、様式に関する「引合」を依頼した。人足帳は横長帳で提出するのが通例であるため、このとき武久は横長帳を指定し、書き振りについても助言を与えた。翌9日の朝、茂吉は認めた人足帳を持参したが、今度は落字が見つかったため、武久は書き直しを命じ、茂吉は戻って訂正したうえ再提出して、ようやく受理されるに至った。また、付知村の九郎右衛門も、この日の昼過ぎに帳面を再提出したが、これにも間違いが見つかり、再び戻って訂正を行い、受理されている。残る加子母村の人足帳は、庄屋の印形をとるのに手間取ったものの、10日には提出・受理された。ようやく①・②が出揃い、すでに手元で作成してあった③を加えて、この日の夕方には、これらの帳簿を御用箱へ入れ、定夫を呼び出して名古屋の役所へ向けて送付した。

上記のように、三ヶ村が人足帳を作成・提出するに際しては、数値・様式・表現の細部にわたるまで御山守による入念なチェックが施され、村方は数度にわたって書き直しを余儀なくされた。しかも名古屋へ送付するにあたっては、「手前日数帳判物・無判物」「三ヶ村人足帳判物・無判物壱冊ツ、」とあるように、「判物」「無判物」の2種類を作成させている。

なお、御山守が村方から提出された人足帳をチェックするために、根拠としたものは「御山廻日記」であった。武久は、善右衛門を名乗って見習をしていた享保17年（1732）頃より、三浦山へ登山するたびに「三浦御山諸事日記」⁴¹⁾・「三浦御山見廻袖日記」⁴²⁾などの横半帳の詳細な日記を記していた。また、元文3年（1738）には、山中へ携帯した日記を清書して横長帳仕立てにした「信州三浦御山御境御山内見廻日記」⁴³⁾をまとめている。その冒頭には、同年に行ったすべての御山見廻りについて、そのたびごとに期間・延べ人数・実施者・目的が記載された「三浦御山見廻度数日数」を添えているが、これは御山守が作成する③の日数帳の原形ともいえる内容であった。つまり、御山守は、登山ごとに記入した「御山廻日記」をもとに、常々「留書」作業を行い、山中滞在期間や人足数をすぐに割り出せる準備を行っていたわけである。この「御山廻日記」は、歴代の御山守にとって必須の記録と認識され、特に筆まめであった武久の時期のみならず、その後の御山守にも受け継がれて作成されている。

このように入念な準備・修正のもとで作成された「御山見廻帳面」類であるが、提出先の名古屋役所の都合によって、書類が一括して御山守のもとへ返却されるということもあった。

41) 享保17年「三浦御山諸事日記」（内木家文書 B2-03-09）。

42) 享保17年「三浦御山見廻袖日記」（内木家文書 B62-03-10）。

43) 元文3年「信州三浦御山御境御山内見廻日記」（内木家文書 B29-13-09）。

〔史料5〕

御手紙致拜見候、寒冷之節、弥御堅固被成御勤奉珍重候、然ハ当年三浦并三ヶ村御山見廻り日数帳壹冊并三ヶ村々指出候人足帳三冊、右扣帳三冊被進之受取申候、然処少々御認違之様子も相見候付、此元ニ而申相吟味致候得共、何れ共難相決御座候間、右日数帳・扣共ニ式冊進之候、御吟味之上御認直シ御指越候様ニと奉存候

一付知村・川上村々指出候人足帳、惣メ之所、二・三寸程明候様ニ致度候、右ハ御勘定所改判之節、八分立ニメ何人と認加へ改判有之儀ニ御座候故、其節ニ至り例年此方取扱難致候間申進候、委細帳面ニ付札致進之候、宜御申渡、向後無間断右之振合ニ而御取扱可被下候、仍之人足帳二冊進之候、加子母村認方宜相見候間、此方ニ留置候

(中略)

十一月十八日

大嶋仙右衛門
浅野 貞四郎
矢野 半四郎

内木彦七様⁴⁴⁾

これは、宝暦7年11月18日付で木曾材木方の内詰手代が武久へ送った御用状である。内容は、同年分の「御山見廻帳面」類を受け取ったが、⑦御山守の記した日数帳に記載違いの可能性があるので、吟味のうえ再提出してほしい、④付知村・川上村から提出された人足帳では、「惣メ」の後ろの部分をも2～3寸(6～9cm)ほど空けて再提出してほしい、というものであった。⑦は積算が誤っている可能性を指摘したもので、現在では剥がれてしまっているが、該当する箇所には「百五拾三人 内木彦七、百八拾三人 内木亦六」および「本帳ニハ内木彦七と有之如何」という下ケ札が掛けられていたと思われる⁴⁵⁾。また④は、人足帳が勘定所に回達された時点で、「惣メ」の後ろに「八分立」(上部に2割程度の空白をとる)で人数を書き加えて改判を捺すので、そのための空間を確保しておくためであるという。返却された帳面の該当箇所に貼付されていたと考えられる紙片には、空白部分に関する指示のあとに「右者惣メ之所ニ候間、八分立ニメ何人と書入、勘定改判請、郡方役所江指出候」⁴⁶⁾とあるので、勘定所で加筆された帳面は、さらに郡方へ回されたことが判明する。

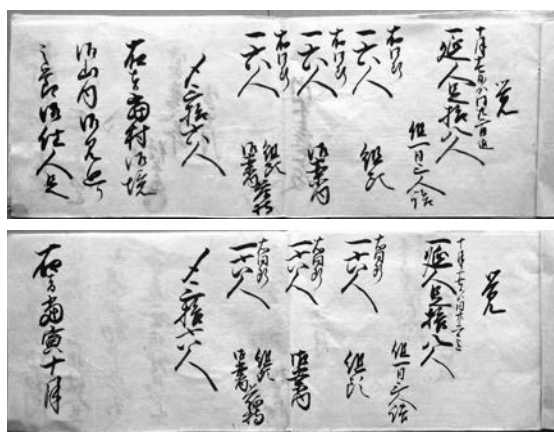


図7 再提出前(上)と後(下)の人足帳

44) 前掲、宝暦7年「丑年中御用状留」。

45) 内木家文書 B58-4-1は、このときに帳面に貼付されていた紙片と推定でき、その裏面には脱落したと思われる当該の下ケ札が貼り込まれている。

46) 内木家文書 B58-4-1の表側。

前述した①～③の3種類の帳面は、いずれも藩から支払われる人足賃（各村の御仕ひ人足）・雑用金（御山守と代理である小郷の者）の元帳となった。このうち①は、御山守→木曾材木方→勘定方というルートでチェックされたうえ、人足賃は勘定方→郡方→代官所→村方というルートを通じて支払われた。一方、②③については、雑用金の支払いが木曾材木方の管轄であるため、帳面は御山守→木曾材木方→勘定方と回り、雑用金は勘定方→木曾材木方→御山守（→小郷の者）というルートで送られることになっていた。

このように、名古屋の材木方役所は、勘定方の都合も考慮しながら御山守へ文書の作成を指示し、村方では御山守の指導を受けつつ、それらをふまえた形で帳簿を作成していたのである。

（4）家作願書と家作連判一札

〔史料1〕の④にあるように、御山守の本来的な職務は、三浦山の「伐明ケ」と見廻り、三ヶ村に所在する御巢山・御留山の巡察であった。しかし、寛保3年（1743）より新たな職域として三ヶ村の家作見分が加わるようになる。ここでは、この経緯を関係文書との関わりから検討したい。

宝暦6年（1756）12月頃、武久は、加子母村内の中切から上桑原へと移転し、新規に普請を行った居宅の見分を木曾材木奉行へ願い出た⁴⁷⁾。ところが奉行は、どのような理由からこの見分を行う必要があるのかと内詰手代へ下問し、内詰が「三ヶ村ニ而百姓共居宅普請致候へハ、御停止木等相背候儀者無之哉之為メリ之見分有之」と説明すると、「右見分之儀、差而益も不相見候」と述べて制度の廃止を示唆し、「併前々如何之申渡ニ而見分致来候哉、委細右之訳御申越被成候様ニ」と命じた。そこで内詰は、武久に対して家作見分の由来を調査するように指示した。

武久が自家の「留書」から調べたところ、寛保3年5月に付知村の田口忠大夫が新たに御山守に就任し、翌月付で「諸事御山方メリ」を伺い出たときの書類に家作見分を仰せ付けられた旨の記述があることが判明した。しかし、田口忠大夫は翌年8月に病死し、以後は付知村から御山守に任ぜられる者がなく、忠大夫が取り扱ってきた記録類も市川甚左衛門の命により武益が保管しているものの、封印されているため中身の確認はできなかった。

田口忠大夫は、上記のようにわずか2年間だけ御山守の職にあった人物である。いかなる理由で内木家以外の人物が御山守に任命されたのかについては、史料に乏しく判然としないが、三ヶ村の庄屋がそれぞれ各村の御巢山・御留山の取締りを担当していた旧来のあり方に準じて、付知村からも庄屋一族の者を御山守に任命してほしいとの運動があったのかもしれない。いずれにせよ、内木家と異なる家筋から新たに御山守が立てられたことにより、御山守の職務内容が改めて整理・確認されたであろうことは十分に想像できる。こうした動きの中で、家作の際に御停止木が使われていないかどうかを検査する家作見廻りが新たに献策され、採用されたものと見られる。

家作見分に関わっては、2種類の文書の作成が義務づけられた。家作願書と家作連判一札である。家作願書は、家作を行う者が所属する村の庄屋と家作主の村組の組頭が差出人となり、御山守に対して、取立ての許可を願い、その際には御停止木を使わない旨を誓約した文書である。文書の文言は、村役人自身が当事者である場合を除いてほとんど変わらず、一定の書式で

47) この部分の記述は、宝暦7年「丑年中御用状留」（林388 第1冊）による。

あった。もとよりこれは、御山守が事前に案文を示し、庄屋らがそれに沿って記述していたためであろう。御山守は、この許認可に関与することにより、当該地域の御停止木制度を監督する立場であることを改めて印象づける結果となった。

実際に、この家作願書に対する許諾権限は、御山守が有していた。たとえば、武久の日記の安永2年正月25日条には「此節付知吉本仁兵衛来ル、組頭孫次郎ニ被奨相越候由、向付知仲右衛門儀、古家道具を以家作取立仕度相願候由ニ而、願書判物・無判物両通持参差出、相改受取、庵抹無之様申渡、為取立候様申渡ス也」⁴⁸⁾とあり、提出された願書を確認したうえ、武久が取立ての許可を与えている。提出された願書は名古屋の木曾材木方役所へ進達されるものの、家作自体の可否は御山守が判断しているのである。

一方、無届けで家作を始めた者については、村方に対して吟味を命じた。同年9月、武久は一緒に三浦山へ入山していた人足から、加子母村の清六という人物が「家作押直シ」を始めたという情報を聞き出した⁴⁹⁾。しかし、家作願書が提出された記憶がなかった武久は、念のため山中へ持参していた留書を調べた結果「清六と申願書相見へ不申」という状態であったため、下山後ただちに庄屋に対して、「今以此方へ申聞無之候付而ハ、作事相止させ、否之儀此方へ可申聞候」と、家作の停止と吟味を命じた。翌日、清六が所属する村組の組頭吉左衛門が武久のもとを訪れ、「木積為致候迄ニ而いまた家道具等も取揃不申候付、取懸り候段ハ曾而無御座候」と弁解するとともに家作願書を提出し、武久は「随分庵抹無之様取立させ候様」と申し渡して許可を与えている。

この一連の流れからは、御山守が人足の話などから村内の家作の情報を得ていたこと、三浦登山中にも留書を持参して不審な事案をチェックする態勢を整えていたこと、無届けの家作に対して停止を命じることができたこと、実際に家作に着手していない段階では願書の提出により許可を与えたことなどが確認できる。

また、家作願書を提出すべきか否かについても、御山守による判断基準があったようで、同年3月19日に村内の宇右衛門が薪小屋の普請を願い出たときには「新木用ひ申事ニ候ハ、願書差出シ候様申渡し遣ス」⁵⁰⁾とあり、古家材だけでなく新木を用いるときには願書の提出を命じるとしており、9月1日に利左衛門が畑中に股柱で小屋を建てたいと申請した際には、「石居ニ而致候儀候ハ、願書受取、見分も可致事ニ候得共、堀立テ家之儀ハ不及其儀旨申談候」⁵¹⁾と、礎石を置いて柱を立てる場合は願書を提出させ、股柱のような簡易な掘立小屋については、提出するにはおよばないと述べている。

このように御山守は、事前に家作願書を提出させ、不正な木材の使用を抑止する役割を果たしたのである。

家作普請が終了すると、御山守により家作見分が行われたが、村方ではその前に家作連判一札を提出しなければならなかった。この家作連判一札は、普請が完了したため見分を願い出るとともに、御停止木を使っていないことを家作主・隣家の者・組頭・庄屋が連名で保証すると

48) 前掲、(安永2年)「(御山方御用并諸事日記)」正月25日条。

49) この部分については、前掲、(安永2年)「(御山方御用并諸事日記)」9月11日・15日・16日条による。

50) 前掲、(安永2年)「(御山方御用并諸事日記)」3月19日条。

51) 前掲、(安永2年)「(御山方御用并諸事日記)」9月朔日条。

いう内容となっている。実は、この家作連判一札の提出は、もともとあった制度ではなく、明和4年（1767）から新たに実施されたものであった。

〔史料6〕

付札を以申渡候

朱筆

写ニ而候間、差戻ニ不及候

木曾御材木奉行へ

三ヶ村之者共家作等仕候得者、御山守内木彦七江相断置、出来之上見分仕候儀ニ而御座候処、去年比ハ御停止木本伐家作ニ相用ひ候様子ニも相見申候由、尤用材不残相揃出来前見分仕候而も可然儀ニ候得共、其場所江出し不申分ハ改ニ相洩可申候、仍之彦七儀相考候処、川上村之儀者作事仕候得者家主并隣之者・庄屋・組頭連判ニ而桧類ニ不障段一札差出出来候間、付知・加子母両村之儀も同様、向後家主并隣之者・庄屋・組頭共連判ニ而御停止木ニ不障段一札指出させ候ハ、相互ニ吟味仕、メリ宜可有御座哉と、別紙之通私共迄申越候、右ハ彦七存寄之趣尤之筋ニ御座候間、以後右之通為取扱可然哉と奉存候、左候ハ、右一札指出候儀、加子母村方之者江為御申渡御座候様仕度奉存候、仍之彦七指出候書付相添申上候、以上

五月

木曾材木奉行

本文達之趣申談候、右ハ付知・加子母両村之者共家作等之節、御停止之御材木相用不申旨、家主并隣家之者・庄屋・組頭連判之一札御山守内木彦七江指出候様、右両村へ可申渡旨、御国奉行江申談候間、其心得有之、彦七へ右之趣可被申渡候⁵²⁾

この史料は、明和4年5月に木曾材木奉行が年寄衆へ提出した伺書に対する回答付札の写である。これによれば、明和頃になると村方の規律が緩み、御停止木を家作に用いる事例が発生してきたため、御山守の武久が、すでに川上村が提出していた連判一札を参考にして、これを加子母村・付知村にも提出させれば、相互の吟味につながり、取締り向きもよくなるのではないかと建言したという。木曾材木奉行は、この建言を「尤之筋」であると判断して年寄衆へと上申し、年寄衆も同意して裁可を受けたことが知られる。

このように御山守は、みずからの献策によって、家作見分の実施に先立って連判一札を提出させるという、新しい制度を創出した。この結果、村方から「判物」「無判物」の証文が提出され、これを木曾材木方へ送付するという職務が新たに加わったのである。

（5）村方からの諸願と対応

このほか御山守には、村方の杣頭や百姓から差し出された森林資源の活用に関する願書を名古屋の役所へ取り次ぐという職務もあった。規模の大きなところでは藩営請負仕出の入札に三ヶ村の杣頭らが参加する際の願書の取次を行っており、また、御巢山・御留山内の損木を払い下げてもらい、櫛木・盤木などの小規模材を伐り出す場合や、蠅取りなどに使われた鳥糞採

52) 明和4年「亥年中御用状留」（林388 第7冊）。

取のための伐木を行うことに関しても、御山守は願書を提出させて現地の見廻りを行い、差し支えがないという上申書を添えて、役所へ送付する手続きとなっていた。もちろん、事前に出願者から打診があったときに助言を行ったり、願書が作成される際にも文言の添削を行い、ときには案文を作成して渡すなど、細かな対応を行っていたことはいうまでもない。

公共用材となる橋木や榎木については、村役人らによって願書が提出された。ことに加子母村二渡りで白川に架かる高橋は、“御用橋”と称して藩から修復用材が供給された。このときには、願書の作成援助・取次だけでなく、樹木の選定、伐出し、伐り跡周辺の確認に至るまで、多くの場面で御山守が関与することになった。

このように次第に増加していく村方からの願書や提出書類に対応する形で、内木家では明和頃より新たに「三ヶ村々指出候書付入」という袋が作られ、上記のさまざまな願書や家作願書・家作連判一札の控が収められることになった。



図10 三ヶ村の書付を入れた袋

おわりに

以上、内木家に残された御山守文書から、その職務と作成・收受・蓄積された文書・記録類との関係を検討してきた。ここでは、御山守の職域形成と内木家の格式保持との関連について若干言及して、本稿の結びとしたい。

内木家にとって、“記録して保存すること”は、御山守としての家の存立と密接に関わる問題であった。武益が初代御山守に就任する契機となった三浦山の国境問題にしても、飛州側・信州側の双方において国境を確定できる有力な証拠を所有していなかったことが、「水流尾通り」を国境と定める発端となったのであり、ここから内木家の御山守としての地位が築かれていったことを考慮すれば、証拠として記録する行為が、自己の存在の正当性を保証するものとして、強く認識されたであろうことは想像するに難くない。「御境伐明ヶ」の各所に「境書付」を行ったり、木口印を打刻したりする行為は、現場へ証拠を残すという意識の表れにはかならず、また、山中での作業を詳細に記録した「御山見廻日記」が作成されたのは、これを保存するという意識が働いた結果であると考えられる。

また、三浦・三ヶ村御山守の格式が、武家と百姓の中間ともいえる曖昧な立場に置かれたことも、御山守の職域形成とその拡大に大きな影響を及ぼした。内木家では、自家を村方とは一線を画した藩の「役人」としての家柄であることを強調する一方、「御境伐明ヶ」を恒常化させることにより御山守としての基本的な職域を獲得し、さらには名古屋役所への積極的な献策を通じて、⑦軽微な「背」の吟味、⑧家作開始時の許認可の付与、⑨家作完了時の取締りなど、いずれも村方から提出された文書を御山守が吟味し、その結果を名古屋役所へ送達するという制度を創出して、濃州三ヶ村を管轄する御山守としての自家の地位の保全・拡大を目指したのである。

このような内木家の立場からすれば、2代目御山守の武久の存在は、結果として非常に大き

な意味を持った。筆まめで几帳面な彼の性格によって、膨大な文書・記録類が作成・蓄積され、以後の歴代御山守の文書作成・管理に一定の方向性を与えることになったのである。

すでに述べたように、内木家が収受した御用状は、年単位で「御用状入」の袋に保存され、その留帳として「御用状留」が作成された。三ヶ村からの願書の控も同様に「三ヶ村々指出候書付入」という袋に収納された。こうした袋による管理・保存方法は、武久が死去した後も引き継がれていき、次代の武信の頃になると、これを留帳化した「三ヶ村々差出候書付」と題した帳簿も作成されるようになる。

日記については、御山見廻りの時期に記述が限定されていた日記から、御用留の公用日記化という状態⁵³⁾を経て、毎日の公私にわたる出来事を詳細に記録した「御山方御用并諸事日記」へとといった変化が見られる。ただし、跡を継いだ武信はそこまでの日記は必要ないと考えたのか、武久の死後は、本来の「御山見廻日記」に限定して記述されるようになり、これが歴代の御山守が作成する日記の標準的な形となっている。

現在残されている内木家の御山守文書は、以上のような武久・武信の時期に原型が整えられた文書・記録管理の方法を、ほぼ踏襲する形で集積されている。この文書群は、御山守の職域形成・拡大の過程を反映した構造と管理秩序を顕著に残した事例であるといえるだろう。

【付記】

内木家文書の調査や本稿の作成にあたっては、資料所蔵者である内木哲朗氏に大変お世話になった。記して謝意を表したい。

また、本研究は、JSPS科研費JP15K02881の助成を受けたものである。

53) 宝暦8年「三浦并三ヶ村御山御用留」（内木家文書 B61-01-11）は、「御用留」という表題を持ちながらも、内容は「御山見廻度数・日数」と「御山御用日記」の2つの部分からなり、御用留から公私両様の日記へと連なる過渡的な形式を有している。